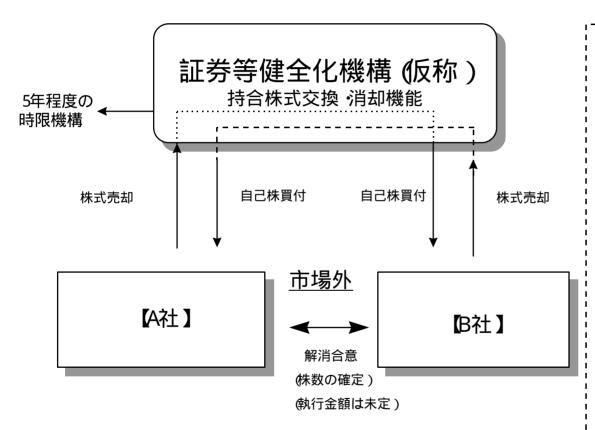
証券等健全化機構 (仮称)による持合株式交換スキーム



当スキームとあわせて機構を経由しない 相対交換スキームを実施

1.機構による持合株式の買取りの什組み

持合解消について、2社で合意。機構へ売却する株数(等価ベース)を確定する。

機構に対し持合株式を譲渡する。現金の 受渡しは行なわず、機構に対する債権を計 上する。

企業は、機構解散時までに機構が保有する自己株式を当初合意に基づく株数だけ時価で買い付け、消却する。

その際、当初売却時の債権と自己株式買付価額を相殺し差額を決済する。

自己株式買付価額が売却時債権に満たない場合には、差額債権は放棄する。 (時価が債権額を上回る場合には機構に売却益が生じる)

2.課税上の扱いその他

機構を経由した交換における譲渡益に関する税制上の特例と、自己株式を消却した際の消却額の一定割合に対する税制上の特例を設ける。

機構との相対による株式の買付、機構が保有する株式の議決権、配当請求権の停止など必要な商法上の手当てを行なる

機構に対する債権の計上等について必要な会計上の手当てを行なう